

川口市工事監督規則

(趣旨)

第1条 本市が施行する工事（以下「工事」という。）の監督に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(工事の監督)

第2条 工事の監督は、工事主管部長の指名した職員（以下「監督員」という。）がこれを行う。

(監督の方法)

第3条 監督員は、上司の指揮を受け、契約書、仕様書、設計書、図面及び現地並びに関係法規等について対照の上、工事の施行を厳正に監督しなければならない。

第4条 監督員は、現地に常駐して監督をしなければならない。ただし、工事主管部長は、工事の性質又は工事の進捗等により、その必要がないと認めるときは、定時又は随時に監督させることができる。

第5条 監督員は、水中、地中等の工事又は工事用材料の調合に立ち会い、その検査状況を記録しておかなければならない。

(監督員の報告)

第6条 監督員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、工事主管部長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 設計の変更を要するとき。
- (2) 非常災害等の事由により、工事に異常を来し、又はその進行を阻害されたとき。
- (3) 期限内に完成の見込みがないとき。
- (4) 契約の解除又は工事の中止を要するとき。
- (5) その工事の施行について、特に重要と認められる事実が発生したとき。

(工期延期願の受領)

第7条 工事の工期延期願の提出を受けたときは、監督員は、その延期を要する事実、原因及び日数等を調査し、別記様式の調書を作成し、所定の手続をとらなければならない。

(願書の処理)

第8条 工事の施行に関し請負人その他の者から提出される一切の願書は、監督員がその事実を調査し、意見のあるものについては、その意見を付記しなければならない。

(出来高調書の作成)

第9条 工事の既成部分（検収済の工事用材料を含む。）に対する部分払の請求を受けたときは、監督員は、内訳書及び現地を調査し、川口市工事検査規則（昭和41年規則第18号）第9条第1項の検査書（次条において「検査書」という。）を作成しなければならない。

(完成報告及び検査の申出)

第10条 工事が完成したときは、監督員は、請負人から完成届を提出させ、検査書により報告し、工事検査の申出の手続をとらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 川口市工事監督及び検査規則は、廃止する。
附 則（昭和45年4月1日規則第2号抄）
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和52年4月20日規則第31号）
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年1月8日規則第1号）
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成3年3月18日規則第12号）
- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
附 則（平成12年3月31日規則第31号）
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第30号）
 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月14日規則第35号）
 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別記様式

決 裁 欄			
工 期 延 期 調 書			
			年 月 日
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 人			
工 期	年 月 日から	請 負 代 金 額	円
	年 月 日まで	進 捗 率	%
延 期 日 数		監 督 員 職 氏 名	印
理 由		
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない		
延 長 する 日 数 及 び 完 成 期 限	日 間 年 月 日		
決 定 理 由 又 は 条 件		